

第1 監査の対象

文化スポーツ部（文化・生涯学習課、道風記念館、味美・高蔵寺・南部・西部ふれあいセンター、中央・知多・鷹来・坂下公民館、青年の家、スポーツ課、朝宮公園管理事務所、図書館）

第2 監査の期間

平成29年9月4日から平成29年11月20日まで

第3 監査の方法

平成28年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

- ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。
- イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 補助金の交付に関する事務

- ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。
- イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。
- ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

(3) 契約の方法及び手続

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。
- ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約に関する事務

ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(4) 財産管理等に関する事務

ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。

イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

ウ 庶務事務は適正に行われているか。

(5) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

文化スポーツ部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課等において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 収入に関する事務

ア 歳入の所属年度に誤りがあったもの

(ア) 公有財産有償貸付契約において、自動販売機の設置場所を2か年で貸付けしていたが、28年度分として収入すべき額を27年度分で収入していた。

(西部ふれあいセンター)

(イ) 28年3月29日～4月5日分のコピー代が28年4月分として調定されていた。

(図書館)

イ 行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの

職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納期限が使用開始の月の末日を越えて設定されていた。(知多公民館)

ウ 現金の取扱いが適切でなかったもの

公民館使用料において、金融機関への現金の払込が収納日の翌々日以降となっていたものが散見された。(坂下公民館)

(2) 財産管理等に関する事務

ア 行政財産目的外使用許可に係る事務が適切でなかったもの

行政財産目的外使用許可に係る決裁について、管財契約課長に合議されていないものがあった。(文化・生涯学習課)

イ 備品台帳及び備品出納簿が整備されていなかったもの

28年度に購入した片面移動式黒板が備品台帳及び備品出納簿に登録されていなかった。(坂下公民館)

第5 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

1 生涯スポーツの推進について更なる取組に期待するもの（有効性）

29年3月に「文化・スポーツ都市宣言」をした本市では、春日井市スポーツ振興基本条例に基づく春日井市スポーツ振興基本方針の下で、全ての市民が生涯にわたって、体力、年齢、技術等に見合ったスポーツを継続的に親しみ、健やかに過ごすことができるよう生涯スポーツの推進に取り組んでいる。特に、公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団においては、スポーツ振興の推進母体として生涯スポーツ推進のための事業を積極的に展開し、その実施回数や参加者数がともに増加傾向にあるなど、生涯スポーツ社会の実現に向けた施策の推進が図られているといえる。

今後、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進において、高齢者（65歳以上）を対象とした事業の実施に当たっては、スポーツによる健康寿命の延伸など高齢化の進行を見据えた多様な事業ニーズの高まりも考えられることから、そのための人材育

成や環境整備にこれまで以上に留意していく必要があると思われる。

については、市と公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団の役割を踏まえ、スポーツの枠を超えて健康や高齢者福祉など異分野との積極的な連携・協働を推進し、誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて一層の取組を期待するものである。

(スポーツ課)